

## 令和6年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

（報告第1号～第3号、承認第3号～第6号、議案第25号～第31号）

日程第 4 請願の処理

（請願第1号～第5号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

---

### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子

会計年度任用 芳 賀 純 弓

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（水野秀一君） 改めまして、おはようございます。

令和6年第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認についてが7件、条例の一部改正が2件、令和6年度各会計補正予算が3件、その他が2件の合計14議案となっております。このほか、議員発議等が2件、請願が5件提出されております。また、一般質問は9人で24項目となっており、会期を本日より14日までの4日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解され、町民の負託に応えられますよう特にお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（田子広子君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 改めて、おはようございます。

令和6年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、繰越しの報告3件、専決処分の報告、承認4件、条例の一部改正2件、補正予算3件、そのほか2件提案をしております。慎重審議くださいますことをお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、次期最終処分場の候補地の選定についてであります。

候補地選定検討委員会で最も上位の候補地とされた対象候補地の大字山白石字遅山、古屋敷地内の地権者及び行政区長をはじめとする関係者の方々に対し、3月25日に説明会を開催し、その後、地権者全員から候補地の調査、測量に入ることに同意をいただきましたので、石川地方生活環境施設組合へ4月24日付でその旨を報告し、候補地決定のための作業を進めていただくよう依頼したところであり、施設組合におきましても、5月21日の臨時議会において最終処分場適地調査業務委託料を計上したところありますので、引き続き施設組合と連携しながら進めてまいります。

2点目につきましては、浅川中学校建設事業の進捗についてであります。

令和6年4月以降に始まった建設業における時間外労働の上限規制や校内の各種テスト等に配慮し、随時作業を停止させたことを理由に、当初の工期を延長しておりますが、10月には落成式を行えるよう工事等を進め

ているところであります。引き続き、現場の安全を第一に、完成に向けて準備を進めてまいります。  
以上、報告申し上げます。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（水野秀一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 須藤 浩二君

8番 上野 信直君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（水野秀一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

[議会事務局長（田子広子君）朗読]

○議長（水野秀一君） 本定例会のため、去る6月4日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岡部宗寿君。

〔議会運営委員長 岡部宗寿君登壇〕

○議会運営委員長（岡部宗寿君） おはようございます。

令和6年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る6月4日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案された議案は、専決処分の報告及びその承認が7件、条例の一部改正が2件、令和6年度各会計の補正予算が3件、そのほかが2件の合わせて14議案であります。

このほか議員発議等が2件、請願が5件提出されております。これらを審議するため、本日から6月14日までの4日間の会期とすることになった次第であります。

日程について、本日は提案理由の説明、請願の処理、12日は一般質問、14日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が9人で24項目となっております。これまでと同じように、質疑等は前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 本定例会の会期は、本日から14日までの4日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの4日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 令和5年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度一般会計歳出予算の中で、令和6年度に繰越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお開きください。下に1ページと打ってございます。

表の中、令和5年度浅川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第2号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度の公共下水道事業特別会計歳出予算の中で、令和6年度に繰越しして使用する歳出予算の経費について、令和6年度の下水道事業会計へ繰り越したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 報告第3号 令和5年度浅川町上水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度上水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を令和6年度へ繰り越したため、同条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

令和5年度浅川町上水道事業会計繰越計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年4月の地方税法改正に伴い、浅川町税条例の一部を改正する条例を令和6年4月1日施行として、令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げます、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思えます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、町長の提案理由説明にあったとおり、令和6年4月の地方税法改正に伴い浅川町税条例の関係部分を改正するもので、主な改正点は3点ございます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和5年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ5,427万9,000円を追加し、総額を44億1,429万2,000円としたものであります。

まず、繰越明許費につきましては、新たに辺地対策事業の町道曲屋破石線道路改良工事と、製造メーカーの

遅延などによる町消防団太田輪班、積載車購入についてであります。

地方債につきましては、起債額を変更したものであります。

次に、歳入の主なものにつきましては、町税で150万7,000円の増、法人事業税交付金307万2,000円の増、地方交付税5,621万6,000円の増で、いずれも交付額の確定によるものであります。

国庫支出金876万8,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費と地方創生臨時交付金の確定による国庫補助金の減が大きな要因であります。

次に、歳出につきましては、同じく新型コロナウイルスワクチン接種事業など国庫補助事業の実績による減や、教育費関係の実績による減のほか、役場庁舎建設基金に1億2,000万円を積み立てたものです。

以上の内容につきましては、令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私より補足説明申し上げます。

まず初めに、この3月専決につきましては、過日開催されました3月定例議会の補正予算の議決以降の令和5年度予算の整理をした結果となっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計予算中、社会資本整備総合交付金事業として実施している背戸谷地地内の下水道管渠埋設工事第4工区及び関連する委託費について、工事の際、上水道配水管が想定位置と異なり支障となったために、下水道工事より先に配水管移設工事が必要となり、年度内に工事が完了できないため、翌年度へ繰り越すための繰越明許費6,140万円を追加したものであります。

また、終末処理場施設管理費の浅川浄化センター耐水化事業では、繰越額の確定により、補正前の4,714万2,000円から100万2,000円を減額し、繰越明許費を4,614万円に変更補正したものであります。

以上の内容については、令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎承認第6号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年度一般会計予算のうち歳出を補正するものです。

政府の物価高騰対策の一環として行われる定額減税を実施するため、関係するシステムの改修委託料を令和6年4月30日付で専決処分をしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、こちら定額減税に関する部分ですので、私のほうから補足説明させていただきます。

4月30日専決の予算書3ページのほうをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎議案第25号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第25号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年度浅川町国民健康保険税の本算定により、浅川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 補足説明、保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、条例改正の説明の前に、私のほうから6年度の国民健康保険の本算定の内容についてご説明させていただきたいと思います。

お手元に配付の保健福祉課資料、令和6年度国民健康保険税本算定資料を使って説明させていただきますので、ご準備をお願いします。

[以下、詳細に説明する]

[午前10時05分 7番 須藤浩二君 体調不良により一時退席]

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうからも補足説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険制度自体の改正によるものはありませんので、国保税の本算定により変更となる按分率や金額の改正となっております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第26号 浅川町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、今後の定住・移住対策の重要性と少子化対策に鑑み、出生祝金の支給要件の緩和と第1子、第2子と第3子の金額を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、補足説明いたします。

事前に配付しております令和6年第2回定例会保健福祉課資料ナンバー2、こちらのほう、2枚つづりの、こちらを基に簡単に説明させていただきます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第27号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和6年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億1,991万8,000円を追加し、総額を46億1,791万8,000円とするものであります。

補正の主なものにつきましては、現下の物価高騰に対応するため、国が示した定額減税に関する事業費等で

あります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では、新たに配分される見込みとなった物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,469万7,000円を計上いたしました。また、福島再生加速化交付金のうち福島定住等緊急支援、浅川町魅力発信事業として999万9,000円を計上いたしました。あわせて、震災復興特別交付税も999万9,000円を計上いたしました。

県支出金では、認知症対応型デイサービスの増築に伴う地域密着型施設に対する補助として1,300万円を計上いたしました。

また、新規就農者を育成・確保するための事業補助として750万円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

徴税费では、定額減税における補足給付金として5,100万円の計上。民生費では、歳入でも申し上げましたが、認知症対応型デイサービスの増築に伴う地域密着型施設に対する補助として1,300万円を計上いたしました。

また、環境衛生費では、再生可能エネルギー最大限導入のための計画策定支援業務委託料1,633万5,000円。農林水産業費では、新規就農者への補助について、歳入の県支出金と同額の750万円を計上しました。

商工費では、歳入でも申し上げましたが、浅川町魅力発信事業として1,999万8,000円を計上いたしました。

よろしくご審議いただきたいと思ます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明を申し上げますが、この6月補正につきましては、先ほど来、税条例や4月30日の専決のところでも定額減税という言葉が出てきております。この6月補正の中にも反映されております。先ほどの補足説明と重複しておりますが、改めてご説明申し上げます。

〔以下、詳細に説明する〕

〔午前10時11分 7番 須藤浩二君復席〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第28号 令和6年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ217万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,375万7,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険税で3万3,000円の減、国庫支出金で231万円の増、県支出金で160万円の減、繰入金で150万円の増となります。

歳出では、総務費で231万円の増、国民健康保険事業費納付金の医療給付分で8万1,000円の増、後期高齢者支援金等分で11万5,000円の増、介護納付金分で32万9,000円の減。

いずれも国民健康保険税本算定に伴い補正が生じたものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、補足説明いたします。

補正予算書9ページからになります。

まず、この補正予算書につきましては、過日5月27日に開催されました国民健康保険事業に関する運営協議会において、町長が諮問し審議され、協議会会長より決定すべきものと答申をいただいたことをご報告いたします。

先ほどの説明と重複しますので、主なものについて説明させていただきます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第29号 令和6年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、収益的収支予算中、収益的支出を補正するものであります。

営業費用総係費において154万9,000円を増額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についても、同様に154万9,000円を増額するものであります。

また、3月31日の打ち切り決算に伴い、特例的収入及び支出の未収金及び未払金をそれぞれ3,534万8,000円及び8,897万円に補正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第30号 動産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、浅川町立浅川中学校の校舎新築工事に伴い、新校舎用の什器購入契約を締結するためのものであります。

令和6年5月27日に5者による入札を執行し、浅川町の芳賀支店が4,895万円で落札したため、同日付で仮契約を締結いたしました。

なお、同者を契約の相手方としたいため、地方自治法第96条第1項第8号及び浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、補足説明をいたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約であり、町長説明のとおり物品購入契約を締結することについて、予定価格が700万円以上となりますので、議会の議決を求めますのでございます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎議案第31号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 議案第31号 浅川町名誉町民推戴の同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、本町出身である小川智士氏を浅川町名誉町民に推戴したいので、議会の同意を求めます。

小川氏の詳細につきましては、お手元の功績調書をご覧くださいと思います。

大字浅川字本町出身で、現在は東京都杉並区在住の82歳です。地元の浅川小学校、浅川中学校を経て、県立東白川農商高等学校を卒業後、上京し、昭和39年、東京都内において衣料品等の会社「キャン」を設立し、レディースファッションブランドを展開してきました。

小川氏は平成20年からほぼ毎年、ふるさと納税を町へ100万円ずつ寄附されております。このたび吉田富三博士の顕彰、そして町の活性化のために重要な役割を果たす吉田富三記念館の運営資金の一部として、本年2月に1億円という多額の寄附を頂いたところです。

小川氏は常日頃から、将来の浅川町を担ってくれる町の子供たちがいつまでも夢と希望を持てるよう願っておられるとともに、その子供たちの志を高められるような記念館になり、ひいては心豊かな町になることも願っておられるとのことでもあります。

なお、去る5月7日に、12名の委員から成る浅川町名誉町民選考委員会に諮問し、「小川智士氏を名誉町民に選考することについて適当と認める」と答申を全会一致でいただきました。

以上のことから、私は小川氏の功績をたたえ、名誉町民の称号を贈るため、浅川町名誉町民条例第3条により提案するものであります。

よろしくご審議いただきしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### ◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明

○議長（水野秀一君） 日程第4、請願の処理を行います。

請願第1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願及び請願第2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は、関連がありますので一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

請願第1号及び請願第2号を一括議題とします。

お諮りします。請願第1号及び第2号について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 趣旨の説明を申し上げたいと思います。

まず、2つ目の県に対しというほうの意見書が一番分かりやすいので、こちらをまず読み上げて、あと若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）。

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかでの子育てを余儀なくさせられている。こうした状況を受け、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば95%の自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取り組みとして全国に誇るべきものといえる。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかつたり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年10月から全県で小中学校の無償化を実施することを決めた。また、和歌山県や東京都では、給食費の2分の1を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化された。

千葉県や香川県では、第3子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援がひろがっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要である。

「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、次のことを強く求める。

1、県として学校給食費の無償化を実施すること。

という意見書案であります。

ちなみに、浅川町は学校給食費を完全無償化していただいております。賄い材料費のところに計上されておりますけれども3,996万8,000円、これを町が自腹を切って無償化やっているわけです。正確に言うと、先生方の分の460万円何がしは後で先生方から頂くので差額は3,536万円、この分を町が大切な町の財源を使って支援しているわけでありまして。

もし、国や県が小・中学校の先生の給料のように、全額国・県で持ってくれるというのであれば、浅川町は3,536万円の財源をほかのことに、子育て支援とか福祉の充実に使えるわけでありまして、ぜひそうなるようにこの請願を提出されているわけでありまして。

ということで、私が紹介議員になりました。ぜひ検討していただいて、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

---

◎請願第3号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第3号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願を議題とします。  
お諮りします。請願第3号について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思  
いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 意見書案のほうを読み上げて、説明に代えさせていただきたいと思います。

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）。

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざ  
しています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農  
業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわ  
たる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。  
現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上目標」を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束  
力がなく目標は骨抜きにされたためです。

さらに政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、  
食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を  
放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制  
とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法  
的義務とする必要があります。つきましては、以下の項目について強く要請します。

記。

一、「新基本法」制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政  
府の法的義務とすること。

以上であります。よろしくご審議ください。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

---

#### ◎請願第4号の上程、説明

○議長（水野秀一君） 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

お諮りします。請願第4号について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思  
いますが、ご異議ございませんか。



○議長（水野秀一君） 請願第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第5号について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 続きまして、請願、こちらは最低賃金の引上げ、毎年行っているものでございます。提出先は国となっております。

それでは、請願の趣旨を朗読したいと思います。

令和5年度春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大により最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

との趣旨でございます。

請願事項につきましては、5点ほど、記載のとおりでございます。

なお、送付先に当たりましては、最終の5ページに、内閣総理大臣、厚生労働大臣はじめ、福島労働局長に送付をしたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時22分